

はじめに

商業統計調査は、統計法に基づく指定統計調査として経済産業省所管のもとに、昭和27年から実施され、全国の商店を調査するいわば「商業の国勢調査」ともいうべきものであり、商店の分布状況や販売活動など商業の実態を明らかにすることを目的としています。

この報告書は、平成14年6月1日現在で実施した商業統計調査の結果を広く利用していただくため、本県分を独自に集計、編集したものです。

この報告書が本県の商業の把握はもとより、商業の振興等行政資料として、また、商店の経営分析や各方面の研究資料として広く利用され役立つことができれば幸いです。

なお、この調査の実施にあたり、格段のご協力をいただきました商店の皆様、実際の調査に従事された統計調査員や統計指導員、市町村並びに関係機関の方々に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも一層のご協力をお願いいたします。

平成15年10月

奈良県総務部長

も く じ

調査のしくみと利用上の注意	1
I 調査結果の概要	5
II 産業別統計表	
1-1 累年比較表（全事業所）	29
1-2 // （卸売業）	29
1-3 // （小売業）	29
2-1 産業小分類別の事業所数累年比較	30
2-2 // 従業者数累年比較	31
2-3 // 年間商品販売額累年比較	32
3 産業小分類別、従業者規模別の事業所数、従業員数、年間商品販売額	33
4 産業小分類別、開設年区分別の事業所数	41
5 産業細分類別の事業所数、従業員数、年間商品販売額など	42
6 産業小分類別、販売方法別の事業所数、年間商品販売額とその構成比	47
7 産業小分類別、仕入先別の事業所数、販売額構成比（法人）	48
8 卸売業の産業小分類別、販売先別の事業所数、販売額構成比（法人）	49
9 小売業の産業小分類別、営業形態別の事業所数、 従業員数、年間商品販売額など	50
10 産業小分類別、単位当たりの従業員数、年間商品販売額、売場面積	51
11 小売業の産業小分類別、駐車場有無別の事業所数、収容台数など	52
III 市町村別統計表	
12-1 市町村別、業種別の事業所数	53
12-2 // 従業員数	54
12-3 // 年間商品販売額	55
13 市町村別、産業小分類別の事業所数、従業員数、年間商品販売額など	56
付 録	
商品分類表・商業調査票	107

調査のしくみと利用上の注意

商業統計調査について

1. 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としています。

2. 調査の根拠

商業統計調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第23号)であり、商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)によって実施されています。

3. 調査の期日

平成14年商業統計は、平成14年6月1日現在で実施しました。

なお、商業統計は、昭和27年以来2年ごとに実施してきましたが、昭和51年調査後は3年ごとに、平成9年以降の調査からは5年ごとに実施し、その中間年(調査の2年後)に簡易な調査を実施することにしています。

4. 調査の範囲

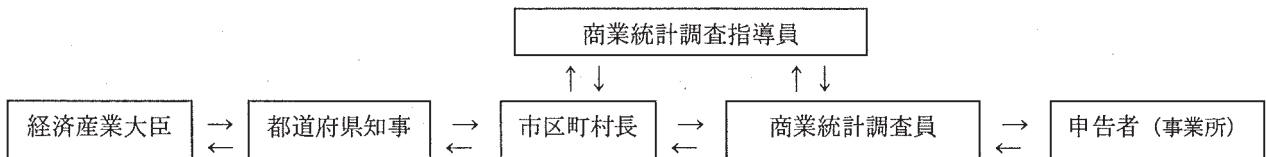
商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類「大分類 J 一卸売・小売業」に属する事業所を対象としています。

調査は、公営、民営の事業所を対象としています。例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所(売店等)、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とします。しかし、民営の事業所であっても、駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は調査の対象としません。ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とします。

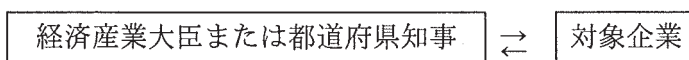
5. 調査の経路

商業統計調査の調査経路は、以下のとおり。なお、調査方法は以下の①、②によります。

① 申告者(事業所)が自ら調査票に記入する方法(自計方式)による調査員調査方式



② 商業企業の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



6. 統計表利用のための主な用語の説明

(1) 事業所(商業事業所)

原則として一定の場所すなわち一区画を占めて「有体商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業・小売業といわれる事業所をいいます。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

ア 小売業または他の卸売業者に商品を販売する事業所

- イ 産業用使用者（建設業、製造業、飲食店、宿泊業、学校、病院、官公庁等）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所
- ウ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）を販売する事業所
- エ 製造業の会社が別の場所に経営している自社製品の販売事業所
- オ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は卸売業とします。）
- カ 代理商、仲立業
商品について所有権を有することなく、主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理を行う事業所、または仲立人として商品の売買のあっせんを行う事業所です。

(3) 小売業

- 主として個人用または家庭用消費のために商品を販売する事業所をいいます。
なお、次の業務を行うものは小売業に分類されます。
- ア 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は小売業とします。）
- イ 製造小売事業所(自店で製造した商品とその場で個人または家庭用消費者に販売する事業所)
例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。
- ウ ガソリンスタンド
- エ 主として無店舗販売を行う事業所で個人または家庭用消費者に販売する事業所（販売活動を行うための拠点として事務所などのある訪問販売または通信・カタログ販売の事業所）
- オ 別経営の事業所
官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類しています。

(4) 従業者数

平成14年6月1日現在で、主としてこの事業所（商業事業所）の業務に従事しているものをいい、「個人事業主と無給家族従業者」、「常用雇用者」、会社・団体の「有給役員」をいいます。

(5) 年間商品販売額

平成13年4月から14年3月までの1年間のその事業所における有体商品販売額で、消費税を含みます。

(6) その他の収入額

平成13年4月から14年3月までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造品出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含みます。

(7) 商品手持額

平成14年3月末現在、販売目的で保有している全ての手持商品額（仕入れ時の原価による）。

(8) 売場面積

平成14年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積をいい、小売業のみが調査対象となっています。

ただし、牛乳小売業、新聞小売業、畳小売業、建具小売業、自動車小売業及びガソリンスタ

ンドの事業所については売場面積の調査は行っていません。

(9) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、①商品が無包装、あるいはプリパッケージされ、値段が付けられていること、②備え付けの買い物カゴ、ショッピングカートなどで客が自由に商品を取り集められる形式、③売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式、の三つの条件を兼ねている場合をいいます。商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいいます。

(10) 来客用駐車場

平成14年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいいます。

なお、ガソリンスタンドについては調査をしていません。

(11) 産業細分類の新設について

日本標準産業分類の改訂に伴い、小売業 57 飲食料品小売業に5791コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）が新設されましたが、業態分類によるコンビニエンスストアとの定義には以下の相違があります。

コンビニエンスストアの定義

	産業分類	業態分類
格付け等	「57 飲食料品小売業」に格付	飲食料品を扱っていること
セルフサービス方式	採用	採用
売場面積	30㎡以上 250㎡未満	30㎡以上 250㎡未満
営業時間	14時間以上	14時間以上

(12) 別表「業態分類表」

7. その他

(1) 平成14年商業統計調査において産業分類の改訂及び業態分類の見直しにより、平成14年定義に合わせて平成11年の数値を組み替えており、平成11年公表値とは一致しません。

(2) この報告書は、県が独自に集計したものであり、経済産業省が公表する確定値と若干相違する場合があります。

(3) 統計表中の記号については、次のとおりです。

「—」 皆無又は該当のないもの

「0.0」 単位未満のもの

「△」 減少したもの

「X」 事業所数が1又は2のため秘密保持上秘匿したもの、及び、3以上でも関連上秘匿したもの

「皆増」 前回に該当する事業所が無く、今回あるもの

(4) 構成比については単位未満を四捨五入したため、内訳と合計が一致しないことがあります。

(5) 増減率については前回簡易調査（平成11年7月1日現在）との比較によります。

別表「業態分類表」

区 分	セ ル フ	取 扱 商 品	売 場 面 積	営 業 時 間	備 考
1. 百 貨 店					産業「551 百貨店、総合スーパー」とは、衣・食・住にわたる商品を小売りし、それぞれが小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所であって、従業者が50人以上の事業所をいう。
1 大型百貨店	×		3000㎡以上(都特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 その他の百貨店			3000㎡未満(都特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
2. 総 合 ス ー パ ー					
1 大型総合スーパー	○		3000㎡以上(都特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 中型総合スーパー			3000㎡未満(都特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
3. 専 門 ス ー パ ー					
1 衣料品スーパー	○	衣が70%以上	250㎡以上		
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー		住が70%以上			
うちホームセンター		住関連スーパーのうち5991+5992+6022が70%未満			
4. コンビニエンス・ストア		飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上	産業「5791コンビニエンスストア」(飲食料品を中心とするものに限る)以外も含む。
うち終日営業店	○			終日営業	
5. ドラッグストア	○	産業「601」であって6011を扱っていること			
6. その他のスーパー					2, 3, 4, 5以外のセルフ店
うち各種商品取扱店	○				
7. 専 門 店					
1 衣料品専門店	×	561,562,563,564,5691,5692,5699のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		572,573,574,575,576,577,5792,5793,5794,5795,5796,5797,5799のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店		5811,5812,5813,5814,582,591,592,599,601,602,603,604,605,606,607,6091,6092,6093,6094,6095,6096,6097,6099のいずれかが90%以上			
8. 中 心 点					7に該当する小売店を除く。
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
9. その他の小売店					1, 7, 8以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店	×				

注1:セルフとは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

注2:取り扱い商品の衣食住とは、商品分類番号2桁で衣(56)、食(57)、住(58~60)に分類して集計したものをいう。

注3:「ホームセンター」及び「ドラッグストア」は平成14年調査より新業態として区分。